

館山 会議所だより

会議所は企業の要、地域の灯

2006 9
会員数1,021名

会議所だより
平成18年9月10日(8)

中学生職場体験学習(チャレンジ感動in館山)にご協力下さい!

現在、若者のフリーターやニートの増加等が大きな社会問題になっていきます。児童生徒の就職や進学をめぐる価値観や環境が大きく変わり、次代を生きる児童生徒たちには、社会の激しい変化のなか、直面するであろう様々な課題に対し、柔軟にかつ力強く対応し、社会人・職業人として自立していくことができるよう、キャリア教育の推進が求められています。

館山市では、地元事業所のご協力により、職場体験実践の先進地域として3日間の職場体験学習「チャレンジ感動in館山」を過去7年間実施し大きな成果をあげてまいりました。このような折、文部科学省では、多くの職場体験学習の実施報告から職場体験を5日以上期間で行う方向を打ち出しています。館山市では、このような状況をふまえ、これを積極的に受け入れ、日本の将来を担う若者に、次代を切り開く「生きる力」としての「一人一人の勤労観・職業観」を身につけさせていくことに取り組んでいます。

そこで、館山市中学生職場体験学習(チャレンジ感動in館山)を下記のとおり実施いたしますのでご協力をお願いいたします。

【学習のねらい】
 ・好ましい職業観の育成
 ・心の教育の推進
 ・社会性の涵養
 ・学社融合の推進
 ・生徒理解の促進

【対象】
 中学2年生

【実施期間】
 平成18年11月13日(月)～17日(金) 5日間

【方法】
 家庭から直接体験場所へ出向き、体験場所から家庭へ帰宅する。
 ※職場体験にご協力いただける事業所は、館山市教育委員会(☎22-8051)までご連絡ください。具体的な体験内容や勤務時間につきまして、各事業所とご相談させていただきます。また、期間中に事業所の定休日がある場合は、生徒を勤務させる必要はありません。

●昭和51年7月10日第3種郵便物認可 ●平成18年9月10日発行(毎月1回10日発行) 第465号 ●発行所/館山商工会議所 ●編集発行責任者/専務理事 山本佳幸 ●〒294-0047 千葉県館山市八幡 821 ●TEL 0470-22-8330 FAX 0470-23-4011 ●印刷所/株式会社集賢舎 ●定価1部20円(購読料は会費に含まれています)



<経営者の退職金、小規模企業共済に加入しませんか> ～個人事業主・会社役員の皆様を応援する共済制度です!～

◆小規模企業共済とは
 小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば「事業主の退職金制度」といえるものです。
独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営する共済制度で、館山商工会議所は委託団体の一つとして本制度の取扱をしております。

- ◆制度の特色
1. 掛け金は全額所得控除
 掛け金は税法上全額が「小規模企業共済等掛け金控除」として課税対象所得から控除できます(1年以内の前納掛け金も同様に控除できます)。
 2. 共済金は退職所得扱いまたは公的年金などの雑所得扱い
 共済金は税法上、一時払い共済金については退職所得、分割共済金については公的年金などの雑所得として取扱われます。
 3. 共済金は一時払い、分割払いまたは一時払いと分割払いの併用
 共済金の受取は、一時払い、分割払いまたは一時払いと分割払いの併用が選択できます。(ただし、分割払いまたは一時払いと分割払いの併用の場合は一定の要件が必要です。)
 4. 貸付制度
 加入者(一定の資格者)の方は、納付した掛け金総額の範囲内で事業資金の貸付け(一般貸付け、傷病貸付け、創業転業等貸付け、新事業展開貸付け、福祉対応貸付け)が受けられます。

◆加入資格・掛け金
【加入資格】
 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の方
 1. 個人事業主 2. 会社役員 3. 一定規模以下の企業・協業組合の役員
 ※「常時使用する従業員」には、家族や臨時の従業員は含みません。
 ※加入後に従業員が増えても脱退の必要はありません。

【掛け金】
 月額 1,000～70,000円(500円刻み)。

◆市道1001号線の 局部改良を陳情

～地域住民の安全と中心市街地の活性化を目指し～

- ◆分譲マンション建設に『要望書』を提出
- ◆『館山観光まつり』反省会を開催
- ◆まちづくり110番
 ～都市計画法・建築基準法等Q&A～
- ◆『カインズモール館山店』が
 変更に係る説明会を開催
- ◆平成18年事業所・企業統計調査にご協力ください

無担保、無保証人、低利子で融資

～マル経融資制度～

マル経融資制度は、小規模事業者の皆様の経営改善に必要な事業資金を館山商工会議所の推薦により「国民生活金融公庫」から借りられる国の制度です。

担保、保証人	不 要
保証協会の保証	不 要
貸付限度額	1,000万円(但し別枠450万円を含む)
返済期間	7年以内(*運転資金は5年以内)
利 率	年2.20%(平成18年8月10日現在)
融 資 対 象	小規模事業者:従業員20人以下 (商業、サービス業は5人以下)

※ご利用の際には各種要件がございますので下記までお問い合わせください。
 問合せ 館山商工会議所 ☎22-8330

幹線市道(1001号線)の局部改良事業推進を陳情

～地域住民の安全と中心市街地の活性化を目指し～

8月29日、正副会頭は、交通量が多い反面、幅員が狭く事故も多い、館山市役所裏を通る幹線市道1001号線の局部改良事業を速やかに推進し、国道127号線から館山駅を含む中心市街地や、特定地域振興重要港湾の館山湾へ向かう、東西の道路整備実現について、辻田実館山市長と小幡一宏市議会議長に陳情した。

当地域は広域的な幹線道路網の整備が進み、首都圏との時間距離も飛躍的に短縮され、半島性から脱却する時代の転換期を迎えている。

一方、人口減少時代に突入した我が国のなかでも、少子高齢化の進展の著しい県南地域に位置する館山市を取り巻く経済情勢は、依然として厳

しい状況が続いている。高度経済成長期を中心に人口が増加し続け、国の制度も人口増加を前提に設計されてきた我が国にとって、長期の人口減少は全く新しい環境の変化である。

この大きなパラダイムシフト(社会全体の価値観の移行)に対応していくため、従来の拡散型都市構造へ向かう流れにブレーキをかける一方、中心市街地では、賑わいの回復を目指し街なかの再生に

アクセルをかけ、双方の一体的な推進を目指すことが重要であるとした、改正まちづくり3法が成立、その内容は、中心市街地の活性化支援と、計画的な土地利用規制の合わせ技による「コンパクトなまちづくり」を目指す画期的な内容であり、都市の構造改革と地域の活性化が図られることが大いに期待されている。このような中で、「第

2期館山市基本計画」が発表され、域内交通の円滑化のなかで、都市計画道路の整備や域内交通網のボトルネック箇所の改善が採り上げられている。館山市の交通網については、東関東自動車道から国道127号線へと郊外を北から南へ向かう幹線道路は整備が進んでいる一方、館山駅を含む中心市街地や特定地域振興重要港湾の館山湾へ向かう、東西の道路整備の遅れが目立っている。

特に、市道1001号線については、国道127号線から市役所脇を通り、館山駅周辺へと向かう幹線市道であり、交通量も多く、学童・生徒も多く利用する道路であるが、平成17年には人身事故9件、物損事故3件が発生し、交差点の不整合・幅員が狭い等危険箇所が指摘されている道路となっている。

折しも時代の変化で、館山労働基準監督署が木更津労働基準監督署に統合されたこと



＜分譲マンション建設に『要望書』を提出＞

8月22日、小林義和副会頭(商業まちづくり委員長)は、十字屋館山店跡地に分譲マンションの建設を計画している株式会社新昭和に対し、会頭名で『分譲マンション建設に関する要望書』を提出した。

分譲マンションの建設予定地は、JR館山駅東口近くの商店街に隣接し、いわば「まちな顔」ともなるべき所に位置していることから以下の3点を要望している。

- ①本分譲マンションは当市の中心商店街に隣接しているため、地域商業の活性化にも貢献できるよう、1階部分には商業施設の設置を要望したい。
- ②本分譲マンションの西側に隣接する道路は、駅へのアクセス道路として交通量の多い所であるが、駅方面より来て分譲マンション建設地から道路幅員が狭くなっているため、歩行者の安全確保のため一般通行者も利用可能な歩道の設置を要望したい。
- ③本分譲マンションの立地場所は中心市街地であるので、当市の「まちな顔」として相応しい景観を持った建物であるよう要望したい。

館山市に『道の駅』が誕生

「南房パラダイス」が県内20番目の登録認定!



「南房パラダイス」では、平成18年8月10日に国土交通省より「道の駅」としての登録認定を受け、8月28日に「道の駅」正式オープンとなった。

オープン当日の記念式典には、「道の駅 南房パラダイス」の誕生を祝い高橋会頭をはじめ多数の来賓が出席した。24時間、トイレや駐車場の利用が可能となり、休憩や情報発信、地域連携の機能を持つ南房総の一大観光拠点とし

＜『館山観光まつり』反省会を開催＞

て関係者からも期待が高まっている。

8月29日、平成18年度「館山観光まつり」の反省会が、商工会議所、商店会連合会、町内会連合協議会、観光協会、行政等で組織された実行委員会委員のほか、館山警察署、館山消防署、ジェイアールバス、日東バス等の関係団体からも出席をいただき開催された。

反省会では、それぞれの行事責任者から、荒天の影響で入出にも少なからず影響が出たものの、実施された行事は事故もなく盛会に終了したとの報告がなされた。



＜永年勤続優良従業員を1人推薦ください＞

また、来年への検討課題としては、交通規制区域外での路上駐車対策や歩行者の安全確保対策、さらに駐車場対策などがあげられた。

なお、鏡ヶ浦横断遠泳大会、花火とフラメンコ、にっぽんまる丸満船飾、那古納涼歌謡ショーについては残念ながら中止となったことが報告された。

館山商工会議所(会頭 高橋弘之)と館山市商店会連合会(理事長 佐藤興二)では、館山市内の事業所に勤務する永年勤続(商工会議所は10年勤続・30年勤続、商店会連合会は5年勤続・15年勤続)優良従業員の表彰を本年も12月12日に開催することとなりました。つきましては、皆様の事業所で該当者がありましたらご是非ご推薦ください。なお、商工会議所表彰該当者は、別添の推薦状に、商店会連合会表彰該当者は、後日、各商業会で配布されます推薦状に必要事項を記入しご推薦ください。

により、跡地約1,200㎡が市道1001号線に係る局部改良事業の代替地として利用できる可能性が出ていることを考慮し、人口減少社会に対応した「コンパクトなまちづくり」推進のためにも、駅周辺に安全、円滑にアクセスできるように、市道1001号線の改良事業を速やかに推進いただけるよう強く陳情した。

辻田市長からは、「緊急の課題であり、会議所の協力も得ながら、是非とも早期開通を目指したい」との返答があった。

大型免許は法改正前に!!

平成19年6月までに施行される新道交法により、南房地区では施行後「大型」を行える教習所が無くなる見込みです。改正前に取得することをお勧めします。

館山自動車学校 TEL0470(22)4190

物流コストを見直しませんか!?

房総の物流プランナー&パートナー

- ・路線、地域内宅配
- ・引越、貸切、積合わせ
- ・コース配送、他



安房運輸株式会社

電話:本社 0470-22-0165
館山 0470-27-6151

http://www.tokyo-bay.ne.jp/awa-exp/

宝石は心の安らぎ
メガネと共に快適生活



宝石・メガネ コバヤシ

館山本店 22-8881
館山銀座店 23-5511
館山ジャスコ店 24-2010

まちづくり110番 地域の構造改革に向けて 都市計画法・建築基準法等Q&A

日本商工会議所では、新しいまちづくりに向けた各地の取り組みを支援するため、「まちづくり3法見直しに関する説明会」を全国で開催した。そこで寄せられた質疑応答をいくつか紹介する。(なお、答えの内容は、担当官庁などの確認を得た時点のもの。今後、変更される可能性もあるので留意されたい)。

Q1～Q5までは、中心市街地活性化協議会関連、Q6～Q10までは、都市計画法・建築基準法関連となっている。

Q1 中心市街地は、1市町村に複数定めることは可能か。この場合、中心市街地活性化協議会はどうなるのか。
A1 改正法では、第2条における要件(※)を満たした中心市街地に該当すれば、複数定めることがあり得る。この場合、第15条第1項の規定により、協議会は中心市街地ごとに設置する。ただし、中心市街地活性化基本計画は、1市町村に一つである。

Q2 基本計画の国の認定を受けるためには、必ず準工業地域に特別用途地区を活用して大規模集客施設の立地を抑制しなければいけないのか。
A2 三大都市圏及び政令指定都市以外の地方都市では、準工業地域に特別用途地区を

活用して、大規模集客施設(床面積1万㎡超)の立地を抑制することが、基本計画の認定に際した必要条件となる。これは、昨年12月の与党合意で決まったもので、今後、中心市街地活性化本部が作成する基本方針に、「三大都市圏」の具体的な範囲を含めて明記される見込みである。

Q3 中心市街地活性化法に基づき基本計画の申請をする場合、市町村議会の承認は必要か。
A3 法律上は、議会の承認手続きは必要ないが、全市民的なコンセンサスを得た「地域ぐるみの計画」とするために議会の承認を得ることも考えられる。

Q4 中心市街地活性化協議会をつくりたいが、中心市街地整備推進機構やまちづくり会社がない。商工会議所だけでつくることはできないか。
A4 法第15条1項では、中心市街地活性化協議会は、経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者などと、また、都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として中心市街地整備推進機構またはまちづくり会社(政令で定める要件に該当するもの)のうち、それぞれ1団体以上が共同で規約を定め公表することで設置する、とされている。従って、商工会議所だけでは法定要件を満たさない。

なお、同条第4項において「市町村や認定基本計画の実施に密接な関係を有する者等は協議会の構成員として加えるよう申し出ることができ」と、他方、同条第6項においては「協議会側から参加を要請することもできる」とされている。地域ぐるみでまちづくりを進めるため、メンバーには、行政、警察、商業者、交通事業者など、まちづくりに関係する多様な団体の参画を求めることが必要である。

Q5 中心市街地活性化協議会の役割は何か。協議にとどまらず、実際に事業を実施することはできないのか。
A5 協議会の役割は、①市町村の基本計画に対する意見を提出すること、②中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に必要な事項について協議すること、③特定民間中心市街地活性化事業計画について協議すること、などである。つまり、協議会は、「まちづくりの司令塔」として地域のまちづくり問題全般について協議し、事業をコーディネートすることが期待されている。また、協議会自らが事業を実施することは差し支えない。

※第2条における要件
・集積要件Ⅱ当該中心市街地に都市機能が相当程度集積していること等
・趨勢要件Ⅱ当該中心市街地の状況から都市活動の確保に支障が生じおそれがあること等

Q6 今回の改正で規制対象となる床面積1万㎡超の大規模集客施設とはどのようなものか。
A6 劇場、映画館、演芸場

もしくは観覧場または店舗、飲食店展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものとして政令で定めるもの(現時点では場外舟券売場を想定)である。例えば、銀行のATMやクリーニング店、ガソリンスタンドは規制対象となり、駐車場、クリニック、ポウリング場は対象外となる。

Q7 大規模集客施設の床面積は、建築物ごとに見るのか、敷地ごとか。ショッピングモールのように、床面積1万㎡以下の集客施設を複数棟に分けて建築する場合、規制対象とならないのか。
A7 原則、建築物ごとに見ることとなるが、2つ以上の商業施設が駐車場の共同施設を一体的に利用するなど、個別の事案の利用形態からみて用途上不可分の関係にある場合には、これら2つ以上の建築物の合計の床面積による。これが1万㎡を超える場合には、規制対象となる。

Q8 ショッピングセンターの中に、規制対象とならない施設が入っていた場合どうなるのか。
A8 ショッピングセンターの中に、規制対象ではない施設が入っている場合には、当該施設を除いた床面積の合計

により、判断することとなる。

Q9 今回の改正で大規模集客施設の立地が規制されることになった土地の区域において既に立地している大規模集客施設は、法施行後どのような取り扱いになるのか。
A9 建築基準法では、改正法の施行の際、「現に存する建築物」である場合には、改正法の規定を適用しないこととしている。(Ⅱ既存不適格建築物)今回の改正により大規模集客施設の立地が制限される区域に立地している大規模集客施設は、既存不適格建築物となり、そのままの状態であれば問題ないが、将来増改築をする時点で、その時の建築基準法の規定に適合させることが必要となる。ただし、用途規制に関し既存不適格となつていない建築物については、既存不適格となつた時点の床面積の1.2倍までの増築や改築は可能とされている。

Q10 施行日時点で工事中の建築物はどのような扱いとなるのか。
A10 建築基準法第3条第2項により「現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物」である場合には、改正に係る規制は適用しないこととしており、施行日までに工事(用地の掘削や基礎杭打

会をつくりたいが、中心市街地整備推進機構やまちづくり会社がない。商工会議所だけでつくることはできないか。
A4 法第15条1項では、中心市街地活性化協議会は、経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者などと、また、都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として中心市街地整備推進機構またはまちづくり会社(政令で定める要件に該当するもの)のうち、それぞれ1団体以上が共同で規約を定め公表することで設置する、とされている。従って、商工会議所だけでは法定要件を満たさない。

なお、同条第4項において「市町村や認定基本計画の実施に密接な関係を有する者等は協議会の構成員として加えるよう申し出ることができ」と、他方、同条第6項においては「協議会側から参加を要請することもできる」とされている。地域ぐるみでまちづくりを進めるため、メンバーには、行政、警察、商業者、交通事業者など、まちづくりに関係する多様な団体の参画を求めることが必要である。

Q5 中心市街地活性化協議会の役割は何か。協議にとどまらず、実際に事業を実施することはできないのか。
A5 協議会の役割は、①市町村の基本計画に対する意見を提出すること、②中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に必要な事項について協議すること、③特定民間中心市街地活性化事業計画について協議すること、などである。つまり、協議会は、「まちづくりの司令塔」として地域のまちづくり問題全般について協議し、事業をコーディネートすることが期待されている。また、協議会自らが事業を実施することは差し支えない。

※第2条における要件
・集積要件Ⅱ当該中心市街地に都市機能が相当程度集積していること等
・趨勢要件Ⅱ当該中心市街地の状況から都市活動の確保に支障が生じおそれがあること等

Q6 今回の改正で規制対象となる床面積1万㎡超の大規模集客施設とはどのようなものか。
A6 劇場、映画館、演芸場

もしくは観覧場または店舗、飲食店展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものとして政令で定めるもの(現時点では場外舟券売場を想定)である。例えば、銀行のATMやクリーニング店、ガソリンスタンドは規制対象となり、駐車場、クリニック、ポウリング場は対象外となる。

Q7 大規模集客施設の床面積は、建築物ごとに見るのか、敷地ごとか。ショッピングモールのように、床面積1万㎡以下の集客施設を複数棟に分けて建築する場合、規制対象とならないのか。
A7 原則、建築物ごとに見ることとなるが、2つ以上の商業施設が駐車場の共同施設を一体的に利用するなど、個別の事案の利用形態からみて用途上不可分の関係にある場合には、これら2つ以上の建築物の合計の床面積による。これが1万㎡を超える場合には、規制対象となる。

Q8 ショッピングセンターの中に、規制対象とならない施設が入っていた場合どうなるのか。
A8 ショッピングセンターの中に、規制対象ではない施設が入っている場合には、当該施設を除いた床面積の合計

により、判断することとなる。

Q9 今回の改正で大規模集客施設の立地が規制されることになった土地の区域において既に立地している大規模集客施設は、法施行後どのような取り扱いになるのか。
A9 建築基準法では、改正法の施行の際、「現に存する建築物」である場合には、改正法の規定を適用しないこととしている。(Ⅱ既存不適格建築物)今回の改正により大規模集客施設の立地が制限される区域に立地している大規模集客施設は、既存不適格建築物となり、そのままの状態であれば問題ないが、将来増改築をする時点で、その時の建築基準法の規定に適合させることが必要となる。ただし、用途規制に関し既存不適格となつていない建築物については、既存不適格となつた時点の床面積の1.2倍までの増築や改築は可能とされている。

Q10 施行日時点で工事中の建築物はどのような扱いとなるのか。
A10 建築基準法第3条第2項により「現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物」である場合には、改正に係る規制は適用しないこととしており、施行日までに工事(用地の掘削や基礎杭打

会の役割は何か。協議にとどまらず、実際に事業を実施することはできないのか。
A5 協議会の役割は、①市町村の基本計画に対する意見を提出すること、②中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に必要な事項について協議すること、③特定民間中心市街地活性化事業計画について協議すること、などである。つまり、協議会は、「まちづくりの司令塔」として地域のまちづくり問題全般について協議し、事業をコーディネートすることが期待されている。また、協議会自らが事業を実施することは差し支えない。

※第2条における要件
・集積要件Ⅱ当該中心市街地に都市機能が相当程度集積していること等
・趨勢要件Ⅱ当該中心市街地の状況から都市活動の確保に支障が生じおそれがあること等

Q6 今回の改正で規制対象となる床面積1万㎡超の大規模集客施設とはどのようなものか。
A6 劇場、映画館、演芸場

もしくは観覧場または店舗、飲食店展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものとして政令で定めるもの(現時点では場外舟券売場を想定)である。例えば、銀行のATMやクリーニング店、ガソリンスタンドは規制対象となり、駐車場、クリニック、ポウリング場は対象外となる。

Q7 大規模集客施設の床面積は、建築物ごとに見るのか、敷地ごとか。ショッピングモールのように、床面積1万㎡以下の集客施設を複数棟に分けて建築する場合、規制対象とならないのか。
A7 原則、建築物ごとに見ることとなるが、2つ以上の商業施設が駐車場の共同施設を一体的に利用するなど、個別の事案の利用形態からみて用途上不可分の関係にある場合には、これら2つ以上の建築物の合計の床面積による。これが1万㎡を超える場合には、規制対象となる。

Q8 ショッピングセンターの中に、規制対象とならない施設が入っていた場合どうなるのか。
A8 ショッピングセンターの中に、規制対象ではない施設が入っている場合には、当該施設を除いた床面積の合計

により、判断することとなる。

Q9 今回の改正で大規模集客施設の立地が規制されることになった土地の区域において既に立地している大規模集客施設は、法施行後どのような取り扱いになるのか。
A9 建築基準法では、改正法の施行の際、「現に存する建築物」である場合には、改正法の規定を適用しないこととしている。(Ⅱ既存不適格建築物)今回の改正により大規模集客施設の立地が制限される区域に立地している大規模集客施設は、既存不適格建築物となり、そのままの状態であれば問題ないが、将来増改築をする時点で、その時の建築基準法の規定に適合させることが必要となる。ただし、用途規制に関し既存不適格となつていない建築物については、既存不適格となつた時点の床面積の1.2倍までの増築や改築は可能とされている。

Q10 施行日時点で工事中の建築物はどのような扱いとなるのか。
A10 建築基準法第3条第2項により「現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物」である場合には、改正に係る規制は適用しないこととしており、施行日までに工事(用地の掘削や基礎杭打

大規模小売店舗『カインズモール館山店』の 変更に係る地元説明会を開催

カインズホーム館山店では、現在、日用生活品・住宅関連商品を主な販売品目としておりますが、食料品販売もできるよう千葉県に対し、大規模小売店舗立地法に基づく店舗の変更届出をいたしました。

これに伴い、変更計画の内容について説明会が開催されます。説明会の日程と、変更計画の概要は以下のとおりです。

【日時】平成18年9月20日(水) 午後2時～午後5時
【会場】千葉県南総文化ホール 1階大会議室

カインズホーム館山店の変更内容			
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称：カインズホーム館山店 所在地：館山市高井字上畑作1771番 外74筆		
大規模小売店舗の設置者及び住所	設置者：株式会社 カインズ 代表取締役 土屋 裕 雅 住所：群馬県高崎市高関町380番地		
変更する事項の概要	変更予定日：平成19年5月15日		
		(変更前)	(変更後)
	主たる小売業者	株式会社カインズ	株式会社カインズ 株式会社ベイスア
	店舗面積の合計	9,700㎡	13,370㎡
	駐車台数	755台	733台
	駐輪台数	35台	55台
	荷捌き施設の面積	235㎡	391㎡
	廃棄物等の保管施設の容量	38㎡	85㎡
	荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯	午前7時から 午後7時	午前6時から 午後9時
	主な販売品目	日用生活品・住宅関連商品	日用生活品・住宅関連商品・食料品

第一回県観光みやげ品
奨励賞受賞

とら原三彩
落花生・びわ

房洋堂
全国銘菓組合加盟店

千葉・市原・木更津・君津・富津・館山・鴨川
TEL0470(23)5111
http://www.boyodo.co.jp/

本・教科書・文具・ファンシー

MIYAZAWA

TEL 0470-23-7771
●営業時間 9:00AM～8:00PM
(年中無休)

法律・税務・商工相談

■法律 千葉県産業振興センター
■税務 齊藤晃夫先生
宮崎健一先生
仲村榮先生

ご相談のときは事前にご連絡下さい。

会議所窓口相談

商工相談日
金融相談日

毎週
水曜日
(午前中)

毎月第3金曜日
・中小企業金融公庫(13時～15時)
・国民生活金融公庫(10時～15時)



委員長の立場としてのフラメンコ事業は、今までに無い責任感と行動力を呼び起こし、青年部員、エスペランサ、

一部雨も降り、中止となった事業もございましたが、この経験も今後の活動において、貴重な経験ではなかったかと思えます。

8月に青年部事業として花火とフラメンコ・産業まつりを開催いたしました。私自身、委員長として始めてのフラメンコ事業でしたので、いろいろ至らない点ございましたが、ご協力いただきました皆様のお力添えで、無事終了する事が出来ました。

フラメンコ事業を終えて

青年部の窓

【加入資格】
館山商工会議所の会員事業所の経営者及びその後継者、幹部従業員 年齢20歳以上45歳以下
【会費】
4月～3月の1年度18,000円 期中入部の場合は月割り

【青年部の目的】
部員相互の親睦を図りつつ経営者としての研鑽をつみ、青年部独自事業、また商工会議所事業への参加を通じて地元商工業の振興を図ること。

【新入部員募集中!】
私たち商工会議所青年部では随時新入部員を募集中。あなたのアイデアや能力を地域発展のために発揮するチャンスがここにあります!

【地域開発委員会 委員長 鈴木 将仁】
「ありがとうございます!!」
「ありがとうございます!!」

生涯学習課の皆様と共に協力し合い、自身が得たものは大変貴重な経験となりました。最後にこの場をお借りして、フラメンコ事業にご協力いただきました皆様から心からお礼申し上げます。

【事業内容】
総務親睦委員会、経営研究委員会、地域開発委員会の3つの委員会のいずれかに所属します。
定例委員会は原則月1回、その他企画事業や協力事業への参加は随時となります。昨年度の主な事業内容として
・「花火とフラメンコ」を主管
・全国大学フラメンコフェスタに合わせ納涼産業祭を開催
・経営戦略講演会
・先進商業地視察旅行
・「海まちフェスタ」への参加協力
・家族親睦会、
等が挙げられます。

【ここがポイント!】
青年部事業の企画、運営は全て青年部員のアイデアと責任で行われています。つまり「こんな企画をやってみよう」というあなたの熱い気持ちが実現できるチャンスのある場です。

また、部員には様々な業種のメンバーが所属しています。異業種からの視点を日常の仕事に活かしたり、情報交換の場としても有意義な団体です。

「家業を継ぐため館山に戻ってきたけど、地元の様子が

平成18年 事業所・企業統計調査
あなたのお店の調査票は、まちづくりにも活かされています!

10月1日、「平成18年事業所・企業統計調査」が全国一斉に実施される。この調査は、統計法に基づいて国が行う指定統計調査で、わが国のすべての産業を包括的に捉える唯一の統計調査として重要な役割を担っている。

調査票は、多忙な皆様のことを考え、短時間に記入できるような1枚の用紙に必要事項を書き込む方式となっている。また、調査の内容を他に漏らしたり、統計以外の目的に使うことは法律で禁止されており、調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、集計が完了した後は溶解処分される。簡単に記入でき、個人情報の保護も徹底している「平成18年事業所・企業統計調査」にご協力下さい。

【目的】
事業所および企業の基本的な事項（事業内容、従業員数、経営組織など）を調査し、わが国の産業構造や事業活動の実態を全国および地域別に明らかにする。結果は、国や都道府県・市町村の経済施策、雇用対策、交通対策、防災計画などの基礎資料として幅広く活用される。

【対象】
わが国すべての事業所。ただし、個人で農業・林業・漁業を行っている、いわゆる農林漁業家、個人の家庭に雇用されて家事労働に従事する家事サービス、外国公務に属する事業所（大使館、領事館）は除かれる。

【方法・提出先】
9月下旬から、県知事が発行した調査員証を持った調査員が、対象となる事業所を訪れて調査票を配布するので、10月1日現在の状況を記入し、受け取りに来る調査員に提出してください。

良く分からない」という方、「身近に仕事に関して相談できる仲間がない」という方、そしてもちろん「自分の能力を地域発展のために役立てたい」という方、青年部はいつでも門戸を開いています。少しでも

【問い合わせ】
館山商工会議所内青年部事務局 0470-22-8330

延びる設備ビンテージが競争力を阻害 減価償却制度の抜本的な見直しが本格化

減価償却制度の見直しが本格化してきた。与党の平成18年度税制改正大綱で、「税制の抜本的改革と合わせ、総合的に見直しを検討する」と明記され、また、経済産業省の「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会」は5月に報告書を取りまとめ、制度の抜本的な見直しを提言。早ければ平成19年度税制改正大綱で新制度が導入される見通しが強まってきた。

報告書は、①償却可能限度額を撤廃して取得価額の全額を償却可能とする、②法定耐用年数を見直して償却に要する年数を諸外国に劣らないように短縮する、③減価償却

制度を柔軟かつ簡素なものとする、の3つを提言。また、耐用年数を平均して3割短縮して償却可能限度額を撤廃した場合、設備投資額は毎年1・8%、約1・5兆円の増加が見込まれるだけでなく、償却率が増加すると追加的なキャッシュ・フローが生じるのでさらに設備投資を押し上げる効果があるとの試算も示している。

減価償却制度は、昭和39年度の税制改正を最後に本格的な見直しがなされておらず、技術革新や産業構造の変化に対応できていないとの批判が高まっている。バブル崩壊以降の景気低迷により、国内全産業の設備ビンテージ（平均年齢）は、平成16年度で11・8年と、平成2年当時の9・1年を2年以上も上回っている。



現在、耐用年数が経過した時点での残存価額を10%、以降も設備を使用する場合の償却可能限度額は取得価額の95%としている。除却した場合全額が損金扱いとなり、処分費用もかさんでいる。経済産業省などが昨年、製造業を中心に1011社、設備96万台について調べたところ、実際に売却できた3・8万台の除却時の価値（スクラップ

価額）の合計は109億円で、取得合計価額の0・34%であった。しかし、除却時の処分費用の合計は1056億円、取得合計価額の3・3%に達し、スクラップ合計価額の10倍の処分費用がかかっている。

